

§ 5 訪問指導事業

訪問指導事業は、40歳以上で在宅の寝たきりや認知症の高齢者及び健康診査等で健康管理上指導が必要な方を対象に保健師等の職員と訪問指導員が訪問し、本人及びその家族の健康状態や生活実態を把握し看護や療養方法及びリハビリ等の指導を行っている。訪問の結果により、近隣や関係機関との連携を図って、地域で支える体制づくりをおこなっている。

平成18年4月からは、40歳から64歳までを対象にした健康増進法による訪問指導事業及び、65歳以上の高齢者を対象にした一般高齢者訪問指導事業として実施している。

表178 健康増進法による訪問指導事業実施状況（全区年度計）

対象者分類	年代分類	年度訪問者実数			年度訪問者延数		
		合計	男	女	合計	職員	訪問指導員
要指導者等	40～64歳	8	4	4	25	25	-
個別健康教育	40～64歳	4	2	2	26	26	-
閉じこもり予防	40～64歳	14	8	6	29	29	-
	40～64歳	4	3	1	13	13	-
寝たきりの者	口腔衛生指導（再）	-	-	-	-	-	-
	栄養指導（再）	-	-	-	-	-	-
認知症の者	40～64歳	5	2	3	7	7	-
その他	40～64歳	8	7	1	24	24	-
介護家族者		5	3	2	10	10	-
訪問計		48	29	19	134	134	-

平成24年度より、対象者と訪問の分類を厚生労働省への報告様式に合わせて変更。

分類「退院後のフォロー」を削除。「要指導者等」（生活習慣病改善のための訪問指導を行なった者）、「介護家族者」（介護に携わる家族で健康管理上訪問指導が必要な者）、「その他」を分類に加えた。

訪問指導従事者の状況（訪問指導従事者延人員）

	計	医師	保健師	看護師	栄養士	歯科衛生士	理学療法士
職員	134	-	134	-	-	-	-
訪問指導員	-	-	-	-	-	-	-
計	134	-	134	-	-	-	-

1日に訪問した対象者数にかかわらず、従事した日数によって延人員を算出。

資料：健康増進課